



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊4号 2009.9.4 発行 社会政策研究所

新しい政権に対する、経済界や労働界、障害者団体の要望書やコメントを紹介します。
選挙結果から見える課題や工程が見通せます。【kobi】

_____ 部分が注目の部分です

日本経済団体連合会

国民が強く変化を求めた結果、民主党が圧勝したのだと思う。民主党には鳩山代表の下、責任政党として、国民の負託にしっかり応えていただきたい。特に、税財政改革や社会保障制度改革、地方分権・道州制導入といった課題については、党派を超えた協議を行い、具体的な成果を示すよう望む。また、当面の政権運営においては、何よりも経済危機からの脱却を確実なものとするのが重要である。

日本労働組合総連合会

この総選挙の勝利を謙虚に受け止め、国民の、国民による、国民のための政治という、政治の原点を忘れることなく、国民に約束したマニフェストの内容を着実に実現していくこと、この点こそ、民主党を中心とする政権の最大の責任である。

連合も、この選挙の結果におごることなく、また、連合の政策の基本的スタンスをふまえて、政権交代に大きく係わってきた責任を自覚していかなければならない。

連合は、この間、STOP! THE 格差社会キャンペーンを展開する中で前回の参議院選挙、そして今回の衆議院選挙を闘って来たが、その初心を忘れず、国民の目線で節度をもって、民主党を中心とする政権に対応していく必要がある。

時あたかも、日本の雇用動向は戦後最悪の状態にあり、また、ディーセントワークやワーク・ライフ・バランスの追求も急務である。雇用の安定こそ社会の安心・安全の最大のポイントであり、着実な景気回復も図っていかなければならない。

きよされん

10月下旬に召集されると言われている臨時国会での鳩山新首相の所信表明演説において、自立支援法を廃止して新たな法制度を構築することを明言し、とりわけ応益負担と日払い

方式の廃止については臨時国会で必ず実現させるべきである。次に、年末にかけての来年度予算編成に当たり、自立支援法施行後の実態を改めて把握することと報酬単価や障害程度区分などの問題点を改善する必要がある。そして、2年程度かけて自立支援法を完全廃止への備えと新法の検討にも着手しなければならない。このような自立支援法の完全廃止までのプログラムの全容を、この秋に明示することが求められているのである。また、民主党は今年度補正予算の組み替えや来年度予算をゼロベースから見直すことを表明しており、この過程で障害保健福祉分野への予算配分の大幅な増額に道を開くことができるのかどうかも注目点となる。

更に、その後の中長期の課題を解消するに当たっては、民主党が前の国会に提出していた「障がい者制度改革推進法案」が軸となろう。この法案は5年という期限を設け、その間に障害保健福祉施策を総合的に見直そうというものであった。これの精度を更に高めて具体的な施策にしていくことが求められる。

日本障害者協議会（JD）

障害者自立支援法等に関する緊急要望書

第45回衆議院選挙は歴史的な結果をもたらし、国民の民主党を中心とする新政権への期待は日増しに高まりをみせています。私たち日本障害者協議会（以下、JD）としても一般の選挙結果を歓迎し、新政権への期待感はかつてなく膨らんでいます。

さて、この期待感の中で最も急がれるものに障害者自立支援法の廃止があげられます。同時に、脆弱でかつ方向性が曖昧なこの国の障害者政策の基本についても本格的な着手が求められます。なお、これらについては貴党のいわゆるマニフェストにも記されていることであり、私たちとしても全力をあげて取り組んでいく所存です。

ただし、これらを考えていく上で重要になるのが手順と段取りです。つまり、ただちに解消すべきものと時間をかけて検討すべき課題とを峻別すべきと考えます。たとえば、障害者自立支援法の廃止で言うならば、すでに施行後3年半に至っている今、即座に廃止というのは現実的ではなく、二段階または三段階での作業が必要になるだろうかと思います。また、障害関連法制の基本についても、十分な検討体制の下に、ある程度の時間をかけるべきです。

以上を踏まえて、緊急に実現すべき事項について下記の通り要望します。なお、時間をかけて論議すべき事項については別途要望させていただきます。

- 1 **障害者自立支援法のうち、応益負担制度、並びに給食費などの実費負担は廃止し、合わせて事業所に対する報酬の日額支払い方式を月額払い方式に改めてください。**
- 2 **障害者自立支援法の廃止、並びにこれに代わる新法の制定について、今秋中にその進め方とスケジュールの基本案を示してください。**
- 3 **貴党が提唱している「障害者制度改革推進法」並びに「同本部の設置」について、その検討にあたっては障害関連団体の意見を尊重してください。**